

調布都市計画用途地域の変更（狛江市決定）（案）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（狛江市分）

種 類	面 積	容積率	建蔽率	外壁 の後 退距 離の 限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築 物の高 さの限 度	備 考	
第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域	約 360.6 14.3 1.7 ha	以下 8/10 10/10 15/10	以下 4/10 5/10 5/10	m — — —	m ² 100 100 —	m 10 10 12	約 % 61.6 2.4 0.3	
小 計	376.6						64.3	
第 二 種 低 層 住 居 専 用 地 域	約 — — — ha	以下 — — —	以下 — — —	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 %	
小 計	—							
第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	約 104.8 — — ha	以下 20/10 — —	以下 6/10 — —	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 % 17.9 — —	
小 計	104.8						17.9	
第 二 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	約 0.3 — — ha	以下 20/10 — —	以下 6/10 — —	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 % 0.1 — —	
小 計	0.3						0.1	
第 一 種 住 居 地 域	約 36.4 — — ha	以下 20/10 — —	以下 6/10 — —	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 % 6.2 — —	
小 計	36.4						6.2	
第 二 種 住 居 地 域	約 — — — ha	以下 — — —	以下 — — —	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 %	
小 計	—							

種 類	面 積	容積率	建蔽率	外壁 の後 退距 離の 限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築 物の高 さの限 度	備 考	
準住居地域	約 — — — ha	以下 — — —	以下 — — —	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 %	
小 計	—							
近 隣 商 業 地 域	約 35.3 6.2 — ha	以下 20/10 30/10 —	以下 8/10 8/10 —	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 % 6.0 1.1 —	
小 計	41.5						7.1	
商 業 地 域	約 1.2 — — ha	以下 40/10 — —	以下 8/10 — —	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 % 0.2 — —	
小 計	1.2						0.2	
準工業地域	約 13.7 11.0 — ha	以下 20/10 30/10 —	以下 6/10 6/10 —	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 % 2.3 1.9 —	
小 計	24.7						4.2	
工 業 地 域	約 — — — ha	以下 — — —	以下 — — —	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 %	
小 計	—							
工 業 専 用 地 域	約 — — — ha	以下 — — —	以下 — — —	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 %	
小 計	—							
合 計	約 585.5						100 %	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由：地形地物の変更等に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。

適用の除外

次のいずれかに該当する土地については、建築物の敷地面積の最低限度（以下「最低敷地面積」という。）の定めは、適用しない。

- 1 次の各号のいずれかに掲げる公共公益施設等の整備（以下「公共公益施設等の整備」という。）が行われる際、現に建築物の敷地として使用されている土地で最低敷地面積の定めに適合するもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合する土地で、公共公益施設等の整備と併せて、当該公共公益施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用し、又は当該公共公益施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの
 - (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による道路ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く
 - (2) 河川、水路その他公共公益施設
 - (3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園
 - (4) 地区計画等により定められた施設
- 2 最低敷地面積が定められ、又は変更された際、現に建築物の敷地として使用されている土地で最低敷地面積の定めに適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合しないこととなる土地で、公共公益施設等の整備と併せて、当該公共公益施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用し、又は当該公共公益施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの（最低敷地面積が変更された際、従前の制限に違反していた建築物の敷地若しくは所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなったもの又は最低敷地面積の定めに適合するに至った建築物の敷地若しくは所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合するに至ったものを除く。）
- 3 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定、同法第 103 条第 1 項の規定による換地処分その他法令によるこれらに準じた処分等を受けた土地（当該処分等があった際、現に建築物の敷地として使用されていた従前の土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができた従前の土地と照応するものに限る。ただし、最低敷地面積の制限に違反していたものを除く。）で、その全部を一の敷地として使用するもの

新旧対照表

()内は変更箇所を示す。(狛江市分)

種類	容積率	建蔽率	外壁の 後退距離の 限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの 限度	新旧対照面積表				
						新		旧		増減 [A-B]
						面積[A]	比率	面積[B]	比率	
第一種 低層住居 専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	8/10	4/10	—	100	10	(360.6)	(61.6)	(360.7)	(61.6)	△0.1
	10/10	5/10	—	100	10	(14.3)	(2.4)	(14.3)	(2.4)	0.0
小計	15/10	5/10	—	—	12	1.7	0.3	1.7	0.3	[約 80 m ²] △0.1
第二種 低層住居 専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種 中高層住居 専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	—	—	(104.8)	(17.9)	(104.7)	(17.9)	(△0.1)
	—	—	—	—	—	(104.8)	(17.9)	(104.7)	(17.9)	(△0.1)
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第二種 中高層住居 専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	—	—	0.3	0.1	0.3	0.1	—
	—	—	—	—	—	0.3	0.1	0.3	0.1	—
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種 住居地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	—	—	(36.4)	(6.2)	(36.4)	(6.2)	(0.0)
	—	—	—	—	—	(36.4)	(6.2)	(36.4)	(6.2)	(0.0)
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[約 110 m ²] [約 110 m ²]
第二種 住居地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

種類	容積率	建蔽率	外壁の 後退距離の 限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの 限度	新旧対照面積表				
						新		旧		増減 [A-B]
						面積[A]	比率	面積[B]	比率	
準住居地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
近隣 商業地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	8/10	—	—	—	(35.3)	(6.0)	(35.2)	(6.0)	0.1
	30/10	8/10	—	—	—	(6.2)	(1.1)	(6.2)	(1.1)	0.0
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[約 160 m ²] 0.1
商業地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	40/10	8/10	—	—	—	1.2	0.2	1.2	0.2	—
	—	—	—	—	—	1.2	0.2	1.2	0.2	—
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
準工業地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	—	—	(13.7)	(2.3)	(13.8)	(2.3)	△0.1
	30/10	6/10	—	—	—	11.0	1.9	11.0	1.9	—
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(24.7) (4.2) (24.8) (4.2) △0.1
工業地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
工業 専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計						約 ha	%	約 ha	%	約 ha
						585.5	100	585.5	100	

変更概要

(狛江市分)

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
1	和泉本町四丁目地内	準工業地域 建蔽率 60% 容積率 200%	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200%	約 0.1 ha	用途の変更
2	東野川三丁目地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 40% 容積率 80% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 100 m ²	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	約 0.0 ha (約 60 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに高さの限度及び敷地面積の最低限度の廃止
3	東野川三丁目地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	第一種低層住居専用地域 建蔽率 40% 容積率 80% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 100 m ²	約 0.0 ha (約 10 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに高さの限度及び敷地面積の最低限度の追加
4	岩戸北一丁目地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 40% 容積率 80% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 100 m ²	準工業地域 建蔽率 60% 容積率 200% 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	約 0.0 ha (約 80 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに高さの限度及び敷地面積の最低限度の廃止

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
5	元和泉一丁目地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 40% 容積率 80% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 100 m ²	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	約 0.1 ha	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに高さの限度及び敷地面積の最低限度の廃止
6	元和泉一丁目及び東和泉一丁目各地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200%	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 200%	約 0.1 ha	用途及び建蔽率の変更
7	元和泉一丁目地内	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300%	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200%	約 0.0 ha (約 440 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更
8	元和泉一丁目地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200%	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300%	約 0.0 ha (約 460 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更
9	岩戸南一丁目地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 40% 容積率 80% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 100 m ²	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200% 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	約 0.0 ha (約 110 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに高さの限度及び敷地面積の最低限度の廃止
10	岩戸南二丁目地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 40% 容積率 80% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 100 m ²	準工業地域 建蔽率 60% 容積率 200% 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	約 0.0 ha (約 3 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに高さの限度及び敷地面積の最低限度の廃止

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
11	駒井町一丁目地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 40% 容積率 80% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 100 m ²	第一種低層住居専用地域 建蔽率 50% 容積率 100% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 100 m ²	約 ha 0.0 (約 80 m ²)	建蔽率及び容積率の変更
12	元和泉一丁目地内	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 200%	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300%	約 ha 0.0 (約 140 m ²)	容積率の変更

調布都市計画用途地域の変更（狛江市決定）（案）

都市計画用途地域を次のように変更する。（調布都市計画区域全域分）

種 類	面 積	容積率	建蔽率	外壁 の後 退距 離の 限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築 物の高 さの限 度	備 考	
第一種 低層住居 専用地域	約 ha 73.9 78.1 871.0 360.6 129.1 14.3 1.7	以下 5/10 6/10 8/10 8/10 10/10 10/10 15/10	以下 3/10 3/10 4/10 4/10 5/10 5/10 5/10	m — — — — — —	m ² — — — 100 — 100 —	m 10 10 10 10 10 10 12	約 % 2.8 3.0 33.0 13.7 4.9 0.5 0.1	
小 計	1,528.7						58.0	
第二種 低層住居 専用地域	約 ha —	以下 —	以下 —	m —	m ² —	m —	約 % —	
小 計								
第一種 中高層住居 専用地域	約 ha 26.7 33.9 400.2	以下 10/10 15/10 20/10	以下 5/10 6/10 6/10	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 % 1.0 1.3 15.2	
小 計	460.8						17.5	
第二種 中高層住居 専用地域	約 ha 45.5	以下 20/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 1.7	
小 計	45.5						1.7	
第一種 住居地域	約 ha 160.9	以下 20/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 6.1	
小 計	160.9						6.1	
第二種 住居地域	約 ha 11.3	以下 20/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 0.4	
小 計	11.3						0.4	

種 類	面 積	容積率	建蔽率	外壁 の後 退距 離の 限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築 物の高 さの限 度	備 考	
準住居地域	約 ha 40.0	以下 20/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 1.5	
小 計	40.0						1.5	
近 隣 商業地域	約 ha 80.2 62.3	以下 20/10 30/10	以下 8/10 8/10	m — —	m ² — —	m — —	約 % 3.0 2.4	
小 計	142.5						5.4	
商業地域	約 ha 26.4 14.5 2.1	以下 40/10 50/10 60/10	以下 8/10 8/10 8/10	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 % 1.0 0.5 0.1	
小 計	43.0						1.6	
準工業地域	約 ha 195.9 11.0	以下 20/10 30/10	以下 6/10 6/10	m — —	m ² — —	m — —	約 % 7.4 0.4	
小 計	206.9						7.8	
工業地域	約 ha —	以下 —	以下 —	m —	m ² —	m —	約 % —	
小 計								
工業 専用地域	約 ha —	以下 —	以下 —	m —	m ² —	m —	約 % —	
小 計								
合 計	約 ha 2,639.6						100 %	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由：地形地物の変更等に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。

適用の除外

次のいずれかに該当する土地については、建築物の敷地面積の最低限度（以下「最低敷地面積」という。）の定めは、適用しない。

- 1 次の各号のいずれかに掲げる公共公益施設等の整備（以下「公共公益施設等の整備」という。）が行われる際、現に建築物の敷地として使用されている土地で最低敷地面積の定めに適合するもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合する土地で、公共公益施設等の整備と併せて、当該公共公益施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用し、又は当該公共公益施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの
 - (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による道路ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く
 - (2) 河川、水路その他公共公益施設
 - (3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園
 - (4) 地区計画等により定められた施設
- 2 最低敷地面積が定められ、又は変更された際、現に建築物の敷地として使用されている土地で最低敷地面積の定めに適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合しないこととなる土地で、公共公益施設等の整備と併せて、当該公共公益施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用し、又は当該公共公益施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの（最低敷地面積が変更された際、従前の制限に違反していた建築物の敷地若しくは所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなったもの又は最低敷地面積の定めに適合するに至った建築物の敷地若しくは所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合するに至ったものを除く。）
- 3 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定、同法第 103 条第 1 項の規定による換地処分その他法令によるこれらに準じた処分等を受けた土地（当該処分等があった際、現に建築物の敷地として使用されていた従前の土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができた従前の土地と照応するものに限る。ただし、最低敷地面積の制限に違反していたものを除く。）で、その全部を一の敷地として使用するもの

新旧対照表

() 内は変更箇所を示す。
(調布都市計画区域全域分)

種 類	容積率	建蔽率	外壁 の後 退距 離の 限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築物 の高さ の限 度	新 旧 対 照 面 積 表				
						新		旧		増 減 [A-B]
						面積[A]	比 率	面積[B]	比 率	
第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	5/10	3/10	—	—	10	73.9	2.8	73.9	2.8	
	6/10	3/10	—	—	10	78.1	3.0	78.1	3.0	
	8/10	4/10	—	—	10	(871.0)	(33.0)	(871.1)	(33.0)	△0.1
	8/10	4/10	—	100	10	(360.6)	(13.7)	(360.7)	(13.7)	△0.1
	10/10	5/10	—	—	10	(129.1)	(4.9)	(129.1)	(4.9)	△0.0
小 計	10/10	5/10	—	100	10	(14.3)	(0.5)	(14.3)	(0.5)	△0.0
	15/10	5/10	—	—	12	1.7	0.1	1.7	0.1	△0.0
						(1,528.7)	(58.0)	(1,528.9)	(58.0)	△0.2
第 二 種 低 層 住 居 専 用 地 域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	10/10	5/10	—	—	—	26.7	1.0	26.7	1.0	
	15/10	6/10	—	—	—	(33.9)	(1.3)	(33.9)	(1.3)	0.0
小 計	20/10	6/10	—	—	—	(400.2)	(15.2)	(400.0)	(15.2)	[約 370 m ²] 0.2
						(460.8)	(17.5)	(460.6)	(17.5)	0.2
第 二 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小 計	20/10	6/10	—	—	—	45.5	1.7	45.5	1.7	
第 一 種 住 居 地 域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	—	—	(160.9)	(6.1)	(161.6)	(6.1)	△0.7
小 計						(160.9)	(6.1)	(161.6)	(6.1)	△0.7
第 二 種 住 居 地 域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小 計	20/10	6/10	—	—	—	11.3	0.4	11.3	0.4	
						11.3	0.4	11.3	0.4	

種 類	容積率	建蔽率	外壁 の後 退距 離の 限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築物 の高さ の限 度	新 旧 対 照 面 積 表				
						新		旧		増 減 [A-B]
						面積[A]	比 率	面積[B]	比 率	
準 住 居 地 域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小 計	20/10	6/10	—	—	—	(40.0)	(1.5)	(40.0)	1.5	0.0
						(40.0)	(1.5)	(40.0)	1.5	[約 490 m ²] 0.0
近 隣 商 業 地 域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小 計	20/10	8/10	—	—	—	(80.2)	(3.0)	(79.9)	(3.0)	0.3
	30/10	8/10	—	—	—	(62.3)	(2.4)	(61.9)	(2.3)	0.4
						(142.5)	(5.4)	(141.8)	(5.4)	0.7
商 業 地 域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小 計	40/10	8/10	—	—	—	26.4	1.0	26.4	1.0	
	50/10	8/10	—	—	—	14.5	0.5	14.5	0.5	
	60/10	8/10	—	—	—	2.1	0.1	2.1	0.1	
						43.0	1.6	43.0	1.6	
準 工 業 地 域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小 計	20/10	6/10	—	—	—	195.9	7.4	195.9	7.4	
	30/10	6/10	—	—	—	11.0	0.4	11.0	0.4	
						206.9	7.8	206.9	7.8	
工 業 地 域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
工 業 専 用 地 域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計						約 ha 2,639.6	% 100	約 ha 2,639.6	% 100	約 ha

変更概要

(調布都市計画区域全域分)

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
狛江 1	和泉本町四丁目地内	準工業地域 建蔽率 60% 容積率 200%	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200%	約 0.1 ha	用途の変更
狛江 2	東野川三丁目地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 40% 容積率 80% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 100 m ²	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	約 0.0 ha (約 60 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに高さの限度及び敷地面積の最低限度の廃止
狛江 3	東野川三丁目地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	第一種低層住居専用地域 建蔽率 40% 容積率 80% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 100 m ²	約 0.0 ha (約 10 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに高さの限度及び敷地面積の最低限度の追加
狛江 4	岩戸北一丁目地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 40% 容積率 80% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 100 m ²	準工業地域 建蔽率 60% 容積率 200% 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	約 0.0 ha (約 80 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに高さの限度及び敷地面積の最低限度の廃止

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
狛江 5	元和泉一丁目地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 40% 容積率 80% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 100 m ²	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	約 0.1 ha	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに高さの限度及び敷地面積の最低限度の廃止
狛江 6	元和泉一丁目及び東和泉一丁目各地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200%	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 200%	約 0.1 ha	用途及び建蔽率の変更
狛江 7	元和泉一丁目地内	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300%	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200%	約 0.0 ha (約 440 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更
狛江 8	元和泉一丁目地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200%	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300%	約 0.0 ha (約 460 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更
狛江 9	岩戸南一丁目地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 40% 容積率 80% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 100 m ²	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200% 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	約 0.0 ha (約 110 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに高さの限度及び敷地面積の最低限度の廃止
狛江 10	岩戸南二丁目地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 40% 容積率 80% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 100 m ²	準工業地域 建蔽率 60% 容積率 200% 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	約 0.0 ha (約 3 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに高さの限度及び敷地面積の最低限度の廃止

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
狛江 11	駒井町一丁目地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 40% 容積率 80% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 100 m ²	第一種低層住居専用地域 建蔽率 50% 容積率 100% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 100 m ²	約 0.0 ha (約 80 m ²)	建蔽率及び容積率の変更
狛江 12	元和泉一丁目地内	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 200%	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300%	約 0.0 ha (約 140 m ²)	容積率の変更
調布 1	調布市多摩川二丁目地内	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200%	準工業地域 建蔽率 60% 容積率 200%	約 0.1 ha	用途の変更
調布 2	調布市調布ヶ丘二丁目地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 50% 容積率 100% 高さの限度 10m	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 200% 高さの限度 —	約 0.0 ha (約 130 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに高さの限度の廃止
調布 3	調布市調布ヶ丘二丁目地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 150%	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 200%	約 0.0 ha (約 60 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更
調布 4	調布市調布ヶ丘二丁目及び布田二丁目各地内	準住居地域 建蔽率 60% 容積率 200%	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 200%	約 0.0 ha (約 490 m ²)	用途及び建蔽率の変更
調布 5	調布市布田二丁目地内	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200%	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 200%	約 0.1 ha	用途及び建蔽率の変更

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
調布 6	調布市布田二丁目、布田三丁目及び国領町一丁目各地内	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200%	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300%	約 0.1 ha	用途、建蔽率及び容積率の変更
調布 7	調布市国領町一丁目及び国領町五丁目各地内	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200%	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300%	約 0.3 ha	用途、建蔽率及び容積率の変更
調布 8	調布市東つつじヶ丘二丁目地内	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200%	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 200%	約 0.1 ha	用途及び建蔽率の変更
調布 9	調布市東つつじヶ丘二丁目地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200%	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 200%	約 0.0 ha (約 440 m ²)	用途及び建蔽率の変更
調布 10	調布市多摩川四丁目地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 40% 容積率 80% 高さの限度 10m	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 80% 容積率 200% 高さの限度 —	約 0.1 ha	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに高さの限度の廃止
調布 11	調布市布田五丁目及び多摩川六丁目各地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 40% 容積率 80% 高さの限度 10m	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 80% 容積率 150% 高さの限度 —	約 0.0 ha (約 430 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに高さの限度の廃止
調布 12	調布市国領町四丁目地内	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200%	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300%	約 0.0 ha (約 10 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更